

防府市高齢者等訪問理美容サービス事業実施要綱

平成4年10月1日制定

(目的)

第1条 この事業は、理髪店や美容院に出向くことが困難な高齢者等に対して、居宅でこれらのサービスを受けられるようにするため、出張理美容チームや移動理美容車による訪問理美容サービスを提供し、高齢者等の快適な生活の確保と衛生の保持を図ることを目的とする。

(事業実施主体)

第2条 この事業の実施主体は防府市とする。ただし、この事業の適切な運営が確保できると認められる事業者に委託することができるものとする。

(利用対象者)

第3条 この事業の利用対象者は、市内に居住するおおむね65歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により、一般の理美容サービスを利用することが困難であると認められる者とする。

(利用回数)

第4条 この事業による訪問理美容サービスの利用回数は、一人当たり年2回を限度とする。

(サービスの利用)

第5条 訪問理美容サービスを受けようとする者は、高齢者等訪問理美容サービス利用券交付申請書（第1号様式）を市長へ提出しなければならない。

2 前項の申請に基づき利用券の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、市長が事業を委託した事業者（以下「委託事業者」という。）に直接申し込み、訪問理美容サービスを受けるものとする。

3 利用者は、訪問理美容サービスを受けるときは、利用券を委託事業者に提出しなければならない。

4 理美容料金については、利用者の負担とする。

(費用の支弁)

第6条 市長は、委託事業者に対し、予算の範囲内で事業運営に要する費用
(理美容料金を除く。)を支弁するものとし、その額は契約で定める。

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

高齢者等訪問理美容サービス利用券交付申請書

年 月 日 (利用券No.)

使用者	住所	防府市		
	氏名		性別	男・女
	要介護度	要支援（1，2） 要介護（1，2，3，4，5）		
	申請理由	1. 老衰のため 2. 心身の障害、疾病等があるため 3. その他（ ）		
申請者	住所	防府市		
	氏名		続柄	
	ケアマネによる申請の場合 居宅介護支援事業所名			